

第34回秋田地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和7年7月18日（金）午後3時00分～午後4時30分

2 場所

秋田地方裁判所602会議室

3 出席者

（委員、敬称略・五十音順）

伊藤繁、岩崎康宏、岡田龍太郎、斉藤永吉、左治木敦子、塩畑弘之、谷直子、
知念浩二、古木実菜子、保坂英明

（説明者）

作原民事部総括裁判官、萌出首席書記官、小林民事訟廷管理官、和田主任書記
官

（事務局）

菅沢事務局長、石黒総務課長

4 議事

（1）開会宣言

（2）所長・新任委員挨拶

（3）前回テーマ「裁判員裁判の現状と課題について」に関する取組状況の報告

（4）協議

議題「フェーズ3への移行期における民事訴訟手続のデジタル化」

ア 民事訴訟手続のデジタル化に向けたこれまでの取組状況等について説明

イ ウェブ会議を利用した口頭弁論期日のデモンストレーション（実演）

ウ 意見交換

別紙のとおり

5 次回開催時期及び次回議題

令和 8 年 1 月又は 2 月頃に開催する。テーマについては事前に提示し、開催日は追って調整する。

6 閉会宣言

(別紙)

意 見 交 換

(以下、◎は委員長、○は委員、□は説明者)

- ◎ 本日のウェブ口頭弁論の実演について、率直な御感想をいただきたい。
- 実演では裁判所の機器を使用し、スムーズに進行していたが、実際には、ウェブ会議を利用する通話側の設備面や、IT関係に長けているかどうか等の技術面が大きく影響するように思われる。コロナ禍以降、ウェブ会議が世間一般に広がっていく中でも、IT機器のトラブルや、知識や技術の差を原因とした問題が生じていた。
- ウェブ口頭弁論において、傍聴人がカメラで撮影されることはないのか。意図的にではないとしても、たまたま映りこむことがあるのではないのか。
- ウェブ会議を利用して参加している通話者に傍聴人を見せることはしないし、カメラに映り込まないように気を付けている。本日の実演の中で、法廷の様子を映しているとのナレーションがあったが、これは、裁判所に出頭した側を撮影し、相對する当事者が出頭している状態で自分はウェブ会議に参加し、訴訟行為を行っていることを通話者に示すという趣旨である。
- フェーズ2からフェーズ3への移行により、どのように民事訴訟手続が変わるのかをお聞きしたい。
- フェーズ3に移行すると完全電子化となる。現在、訴状提出は紙媒体により行われているが、フェーズ3の完全移行後、訴え提起等の電子申立てが可能となり、弁護士等訴訟代理人はそれが義務となる。それに伴って訴訟記録も電子化され、電子媒体そのものが閲覧・謄写の対象となる。このように、今まで紙だったものが全てデジタルの世界に切り替わる点が、フェーズ3による大きな変化である。
- そうすると、本日の実演はフェーズ2の段階で可能な手続を行ったということか。
- そのとおりである。なお、フェーズ2の段階でも、ウェブ会議による口頭弁論の

運用は開始されている。

- 原告側、被告側、そして証人も全てウェブ参加可能とするのが法廷内のデジタル化の最終形となろうが、裁判官や書記官がウェブ参加となることはないのか。
- ◎ 裁判の公開の原則は維持する必要がある、ウェブ口頭弁論においても公開の法廷で裁判を行う点に変わりはなく、裁判官及び書記官は法廷に立ち会うこととなる。
- 本日の実演を見て、裁判がスピードアップしていくことは素晴らしいと感じた。ただ、通信機器を用いるためやむを得ないことではあるが、タイムラグが生じる点については、当事者に心理的な影響を与えないか気になるところではある。また、ディスプレイを介して人物が平面となるためか、人のパワーのようなものあまり感じられない。この点、刑事裁判では法廷内の圧のようなものが被告人に一定の効果を与えるようにも思われるが、刑事手続にもウェブ口頭弁論のような制度が導入される予定はあるのか。
- 刑事手続のデジタル化も検討は行われているが、法廷における審理手続への導入はしばらく先になるようであり、それよりも捜査段階における逮捕状請求等に関するデジタル化の検討が、先行して進められているところである。
- ウェブ会議の利用に当たり、聴覚障害をお持ちの方や、視覚障害をお持ちの方に、どのような配慮を考えられているか。
- 例えば聴覚障害をお持ちの方においても、大きな音であれば聞こえる方、手話通訳が必要な方など配慮の内容が様々であり、裁判体の判断を仰ぎながら、その方々に応じた合理的な配慮を実施することになる。
- デジタル化とは別に、合理的配慮に関しては、当事者から何らかの事前情報が伝えられることが多く、また、その窓口は書記官となることが多いが、どのようなことを求められているのかをきちんと情報収集し、裁判官と書記官がよく相談をして事前準備に努めるよう心掛けている。
- 私の職場に対する一般の方々からの申込みは、未だファクシミリが多く利用さ

れているのが現状である。デジタル化が浸透しているとは言い難く、完全デジタル化の実現もなかなか難しいように感じられ、そのような状況の中では、一般の方へのサポートが重要になると思われる。また、一般の方がウェブ会議を利用するには、パソコン等の機器や、自宅でウェブ会議を実施できる環境が必要となるが、そのような経済的な面についても負担が少なくないと感じたところである。

◎ ウェブ口頭弁論は、当事者が在廷しない、カメラ越しの手続きとなる場面もあるなど、傍聴席からの見え方が以前と異なるところがあるが、公開の原則を十分に満たしているかどうか等について、御意見を伺いたい。

○ 以前の、当事者が在廷している法廷を傍聴するイメージが、なかなか払拭できない。裁判の公開の要請が満たされることは理解できるが、法廷に裁判官と書記官だけがいて、当事者が一人もいないという状況は、傍聴した際の受け止め方が以前とは異なるように感じられる。

□ 裁判官としてウェブ口頭弁論を経験した感想をお伝えすると、本日の実演のように、法廷でのやりとりが簡易なものがウェブ口頭弁論に向いているように思う。社会的に耳目を集める事案、相当数の傍聴人が見込まれる事案、訴訟関係者のやり取り自体を傍聴することに意義があるであろう事案は、やはりウェブ口頭弁論には適さない。法律上、ウェブ口頭弁論は裁判所が相当と認めたときに実施すると規定されており、この相当性はきちんと判断したい。

◎ 裁判所を利用される方へのサポートとしてどのようなことをすべきか、御意見をいただきたい。また、委員の方々の職場における利用者へのサポートについても、御紹介いただけるとありがたい。

○ そもそも、仕事上で一般の方々と接する中で、スマートフォンは持っているものの、パソコンは持っていないという方が多いように感じられ、これは若い方たちだからといって異なることはないように見受けられる。また、高齢の方はファクシミリの利用が多いようであり、例えばQRコードを読み取った上で入力するといった方法よりも、名前だけを書きこんでファクシミリで送信するような、簡

単な方法がなじみやすい点是否めないものと感じている。

- 市役所では、各種申請手続にスマートフォンが利用できることもあり、スマートフォンの操作方法等に関するサポートを行っている。デジタル化推進本部という部署が担当し、高齢者の方々を含め基本的操作を身に付けてもらうことを目的としてスマートフォン教室を開催しているのだが、参加者にいらしていただくだけではなく、出前講座も実施している。また、市役所職員は知識や技術に長けた者ばかりではなく、デジタル化によりこのようなことを実現したいのだがやり方が分からないという声が挙がるときもある。その際にデジタル化推進本部は職員の相談に乗り、サポートを行う。民事訴訟のデジタル化においても、利用者が相談を持ち掛けやすい機関等があれば、より取組が進んでいくものと思われる。
- 私の勤める大学のデジタル化を紹介すると、学生がＩＴ機器の扱いに慣れていることもあって、学生にＩＤが配布され、レポートは提出用のプラットフォームにアップロードし、教員はそこからダウンロードするといった運用が進んでいる。これとは別に、私は地域の日本教育に関わっており、多くのボランティアの方々には有益な講義を聴講していただくことがあった。ただ、スマートフォンの操作等に慣れていない方も少なくなかったこともあり、操作方法の講習会を一、二回実施することで情報を広く伝達することができた。ＩＴ機器の操作に関するサポートは重要であるし、連絡をもらえればサポートしますといった案内があれば利用しやすい。例えばスマートフォンからＱＲコードでサポートに繋がるといった仕組みも有効であろう。
- ◎ 裁判所職員や弁護士事務所の事務員の方への、システム操作の習熟等へのサポートにはどのようなものが考えられるか、御意見を伺いたい。
- 弁護士会では、費用を会が負担することとした上で、民間のパソコン教室を利用して、Ｔｅａｍｓの使い方、ＰＤＦへの変換及び編集方法等について受講する場を設けた。弁護士のほか、事務員も対象である。高齢な方も実際に参加された。
- 検察庁においては、新しく導入されたデジタル機器等について、マニュアル等

に基づいて自己研鑽するだけではなく、勤務時間中に研修の時間を設けている。一度実際に触れる機会を設けることは重要であるし、操作に習熟した職員を少しずつ増やしていき、その職員が次に新採用職員を指導していくといった、循環型のサポート体制に取り組んでいるところである。なお、この研修はビデオ撮影も行い、参加できなかった職員が後日閲覧できるようにもしている。

- 銀行では、生成A I の活用が始まっている。銀行事務のマニュアル等は膨大であり、検索することだけでもかなりの時間を要するのだが、大量のデータを学習することは生成A I の得意分野であり、生成A I に質問すると直ぐに回答を得られるといった環境を構築している。当行では今月始まった取組だが、銀行事務の検索に留まらず、今後は活用範囲を拡大させていく予定である。民事裁判のデジタル化においても、生成A I の活用により、取組が容易になると思われる。
- 弁護士の立場から、本日の実演及び意見交換全体について感想を述べたい。まず、ウェブ口頭弁論はありがたい。私は、自分の事務所からこの裁判所に車で片道約1時間かかるが、民事裁判の第1回口頭弁論は、書面陳述のみだと1分程度で手続き終わることがあり、この時間が節約できることは大変助かる。

先ほどの意見の中で、傍聴席側からの見え方について触れられていたが、法廷のディスプレイが小さく、通話側の表情が見えないことなども含め、やはり傍聴席で得られる情報量は、ウェブ口頭弁論かそうではないかで大きく異なると感じている。

ウェブ会議を利用することに適した事案についての意見も出たが、私も、傍聴人が傍聴を望むような、中身のある裁判はウェブ口頭弁論になじまないし、証人尋問にはウェブ会議ではなく、極力法廷に出向くことになると考えている。

障害をお持ちの方への配慮に関してだが、裁判所が補聴器を貸し出したことがあった。事例として紹介する。

ファクシミリに関する話題が出たが、訴訟記録が完全に電子化されれば、かなり利用頻度が減る。これと別の変化として、訴訟記録の完全電子化は働き方改革

の視点からも有益で、弁護士は事務所に縛られなくなる。この点のメリットは非常に大きい。

最後に、利用者へのサポートに関してだが、弁護士に依頼した方には当然に弁護士がサポートも行うが、問題は、弁護士に依頼しない方である。裁判所がサポートを担う、法テラスが経済的援助を行うといった何らかの仕組みが必要である。

以 上